

令和2年度第2回南湖公民館運営審議会会議録

議題	1 令和元年度決算状況について 2 神奈川県公民館連絡協議会主催 公民館館長・公民館運営審議会委員等研修会等について 3 茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会に対する諮問について 4 その他
日時	令和2年10月30日（金） 午前10時から午前10時45分まで
場所	南湖公民館 1階 講義室
出席者氏名	亀山 計次（南湖地区社会福祉協議会） 三觜 健一（南湖地区自治会連合会） 鈴木 葉子（西浜学区青少年育成推進協議会） 鈴木 美佳（茅ヶ崎市立西浜中学校PTA） 渡邊 千奈（南湖公民館利用者懇談会） 井上 正美（茅ヶ崎西浜高等学校） 新原 徹也（茅ヶ崎市小学校長会） （事務局） 生川 彰博（南湖公民館担当課長兼館長） 後藤 隆（南湖公民館主査）
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・資料1 令和元年度 歳出・歳入決算集計表 ・資料2 神奈川県公民館連絡協議会主催 公民館館長・公民館運営審議会委員等研修会及び神奈川県公民館大会について ・資料3 茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会に対する諮問について ・参考資料 南湖公民館動画講座情報
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0人

(会議の概要)

○事務局（館長）

本日は大変お忙しい中、お集りいただきありがとうございます。

ただいまより、令和2年度第2回茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会を開催させていただきます。

本日欠席者はいらっしゃいません。茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条第2項の開催要件を満たしておりますので会議は成立していることを御報告いたします。

また、本日傍聴のお申し出はございません。

それでは議事進行につきましては、茅ヶ崎市立公民館条例施行規則第13条に会議は会長が招集し議長となるとありますので、これより亀山会長に議事進行をお願いいたします。

○亀山会長

議事を進めてまいります。この会議は公開となっております。会議録を作成するにあたって、会長と委員1名の署名が必要となります。今回は鈴木葉子委員よろしく願いいたします。

○鈴木葉子委員

承知しました。

○亀山会長

それでは、会議録署名者が決まりましたところで、議事の進行に移りたいと思います。

○事務局（館長）

議事に入ります前に本日の資料の御確認をお願いいたします。

- ・会議次第
- ・資料1 令和元年度 歳出・歳入決算集計表
- ・資料2 神奈川県公民館連絡協議会主催 公民館館長・公民館運営審議会委員等研修会及び神奈川県公民館大会について
- ・資料3 茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会に対する諮問について。

・資料4 南湖公民館動画講座情報

以上、過不足はございませんでしょうか。

○亀山会長

それでは、議題1「令和元年度決算状況について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（館長）

それでは、資料1「歳出・歳入決算集計表」につきまして、ご説明申し上げます。

まず一番左の欄の010-01の公民館運営審議会委員経費の網掛けをしてある執行額の部分をご覧ください。

1番報酬の中の2非常勤特別職報酬の部分で公運審の委員の皆さんの定例会の報酬が240,000円、並びに9番旅費の中の1費用弁償で、公民館大会等への出席の費用として、6,000円、併せて246,000円となっております。

次に右隣の列の020-01は業務管理経費の列ですが、1番報酬の中の3非常勤嘱託員報酬は公民館の4名の社会教育嘱託員の報酬5,924,500円と7番の賃金は、夜間管理をお願いしています臨時職員の方の賃金、1,225,610円を支払っています。夜間管理につきましては、昨年までは3名の方をお願いしていました、週2日ずつで、半年ごとのローテーションでの勤務をお願いしていました、今年度は年間を通して4名の方のローテーションでお願いしています。

9番旅費の1費用弁償69,300円は、社会教育嘱託員の事業実施に係る交通費、及び通勤費等となっております。

11番需用費の1消耗品費は、298,447円で、簡易印刷機のインクやマスター、文房具等消耗品、月刊公民館や神奈川新聞の購読料などの内容となっております。

2燃料費は、14,755円で公用車のガソリン代となっております。

6修繕料につきましては、143,627円で、公用車の車検整備に係る修理代などとなっております。

12番役務費の1通信運搬費につきましては、電話2回線分の使用料で、103,715円となっております。

2手数料はグランドピアノの調律費と、ウォータークーラーの水質検査費などで、26,690円です。

14番使用料及び賃借料につきましては、310,033円で、NHK放送受信料と簡易印刷機の賃借料です。

次にその右隣の列の030-01は施設維持管理経費で

11番需用費の5光熱水費は1,162,416円で、公民館の電気・ガス・上下水道の料金となっています。

6修繕料は、416,476円で、台風による屋根の破損、駐車場車止めポール、給湯管漏水等々の修繕を行いました。

12番役務費の5火災保険料は、10,254円で、教育施設課でとりまとめを行い、保険料の算出をしています。

13番委託料の209,280円は、南湖公民館で香川公民館分も含めて契約しております警備委託の金額です。

次に隣の列040-01は公民館活動費ですが

8番報償費は各種事業の講師等への謝礼が、804,200円となっています。

11番需用費の1消耗品として、子どもの広場・子ども活動教室等の消耗品が129,957円です。

13番委託料は82,000円で、ドキドキチャレンジの委託料82,000円となります。

19番負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県公民館連絡協議会の分担金23,000円を支払ったものです。

また、その隣の列の050-01は、昨年度の年度末に新型コロナウイルス感染症対策事業費がここに新設されました。

7番賃金は夜間管理嘱託員のコロナによる休業手当40,069円を支払っています。

また11番需用費の1消耗品費では主催事業である科学教室の組立教材の購入費5,798円をここに充てています。

13番委託料69,991円は南湖公民館まつりのための材料等の購入費をここに充てています。

歳入金額につきましては、歳出の業務管理経費に充当しております23,590円と、施設維持管理経費に充当しております105,301円になります。23,590円の内訳としましては、コピー代及び印刷機使用代となっております。105,301円の内訳は、台風による屋根の修繕料が71,500円と自販機の電気

料負担分が33,801円となっております。

合計いたしますと、令和元年度の決算総額は、11,316,118円でございます。

説明は以上です。

○亀山会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありますか。

コロナは前年から関係してくるのか。

○事務局（館長）

コロナは3月からありまして、そこには公民館まつり等が入っています。委託料として82,000円はドキドキチャレンジのみに使ったものであり、これはコロナとは関係ありません。

○亀山会長

執行残はどういう処理になるのか。

○事務局（館長）

令和元年度のものは不用額となります。

令和2年度のもの、何も主催事業に対してお金を使っていないので、減額補正という方法で返上し他の予算に使われます。

○亀山会長

繰り越しということはないのか。

○事務局（館長）

ありません。

○鈴木葉子委員

昨年の分は返すということで今年分も一旦返すということなのか。

○事務局（館長）

減額補正の話は今年の分の話になり、昨年の分は不用額ということになり、そのまま使わなかったということになります。

○亀山会長

それでは、令和元年度の歳出歳入決算については今の報告のとおり承認をしていただきたいと思います。

続きまして、議題2「神奈川県公民館連絡協議会主催 公民館館長・公民館運営審議会委員等研修会等について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（館長）

それでは、議題2「神奈川県公民館連絡協議会主催 公民館館長・公民館運営審議会委員等研修会等について」をご説明いたします。資料2をご覧ください。

(資料2により説明)

○亀山会長

前回の会議で出席者が決まっていたのが、そこからいろいろ変更したということか。

○事務局（館長）

研修会の方も大会の方も両方そういう形で出向いてはいかないということになります。

書面研修は行くはずだった委員の方たち以外にも研修資料が届くと思うので皆さんよろしくをお願いします。

○亀山会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありますか。

特に、質問がなければ次の議題にうつります。

○亀山会長

これは研修会の方も大会も前回の審議会の時に出席を前提にして出席者の確認をさせ

ていただいたのですが、今回は書面による開催ということにならざるを得ないということですね。皆さんにご了解をお願いしたいと思います。

○事務局（館長）

研修会は会長と鈴木両委員に行ってもらはずだったんですけど、書面開催なので皆さんにこの資料が送られるということで聞いています。

○亀山会長

これはコロナを恨んでそうせざるを得ないかなと思いますので、開催の内容の変更ということでご了解をしていただきたいと思います。

それでは、議題3「茅ヶ崎市南湖公民館運営審議会に対する諮問について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局（館長）

それでは、議題3「茅ヶ崎市南湖公民館運営審議会に対する諮問について」ですが、資料3をご覧ください。

(資料3により説明)

○亀山会長

公民館の諮問の内容について、子どもと公民館のかかわりについてということで、皆さんのご意見をA4用紙1枚にまとめてご提出いただきたいと思いますのですが、提出日は12月4日ということになっていますが、まだ1ヶ月強ございますので、その間に皆さんの考えをまとめていただいて、提出いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それではこの件については、良いでしょうか。

○新原委員

質問ですが、活動自体は軒並み中止となっていて、コロナ禍の状況を勘案して答申書を書くのか、それともコロナの方は置いといて、元年度の活動を基に書くのか。

○亀山会長

事業的にはコロナを前提にしない形でいいと思います。

○新原委員

元年度の活動について答申を書けば良いですね。

○亀山会長

それぞれの代表として出ていただいておりますので、そういう立場から見てのご意見でいいのではないかと思います。

それでは、この諮問の内容につきましては、後は皆様のご協力を是非お願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○亀山会長

諮問に係る内容についてはここまでですが、議題4、その他に移りたいと思っております。

その他について、事務局の方で日程の関係を含めてお願ひいたします。

○事務局（館長）

ここに参考資料がありますが、南湖公民館の動画講座情報というものがあまして、公民館では、新型コロナウイルス感染症防止対策のため主催事業を中止しています。家でも学べるように無料で動画配信を行っていますので、詳しくは茅ヶ崎市社会教育課「動画で学ぼう、自宅で学ぼう」をご覧ください。

他に、広報茅ヶ崎を添付しているのですが、南湖公民館以外の公民館でも動画の講座を行っていますので、そちらの方もユーチューブでご覧いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

次回の公民館運営審議会の日程ですが、12月15日火曜日の14時からの候補で講義室をとってあるのですが、いかがでしょうか。

○亀山会長

12月15日火曜日午後2時からということで、ご協力をお願いいたします。

その他みなさんの方から何かございますか。

○渡邊委員

図書館協議会の方から皆さんに相談したいことがあるのですが、よろしいでしょうか。

先日、第1回の図書館協議会があったのですが、図書館もコロナの影響でいろいろイベントが出来ない状況で、昨年度の評価は図書館が開いていた今年の2月までの状況で評価は出来るのですが、今年度のことは何も出来ない状況です。いつもならば、中学校の図書の授業に参観に行って、そこで意見をするなどのことが出来たのですが、そういう行動が出来ない状況なので、本来公民館とは違う話ですが、この場には中学校のPTA会長もいらっしゃるし、高校の先生も小学校の先生もいらっしゃるの、18歳以下の本とのかかわりあいであるとか、イベント的な行動が出来ない今の状況で、今年度コロナであるが乗り越えてこういうかかわりをしているとか、そういう話が何かありましたらヒントとさせていただきたいなと思、皆さんにお伺いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。あと私の担当としては公民館では読書の活動と、どうかかわるのかということで、公民館の方からも、公民館としていろいろ本のお話を伺いたいなと思っております。この場でなくてもかまいませんので何かありましたら、ぜひお話をいただけたらなと思ひます。小学校は図書館協議会に校長先生がいらっしゃるの、大丈夫ということなので、それ以外のところで読書とのかかわりで意見があったら、また、気が付くことがあったらご意見をいただけたらと思ひます。

○鈴木美佳委員

図書館としてはイベントが中止で閲覧や貸出等の状況はどういう風な感じですか。質問は、図書館、学校の図書室、それとも個人的に子どもたちのことなのか、自分的には中学校の図書室自体に入ったことがない。

○渡邊委員

現在、図書館での本の貸し出し閲覧等は出来るが、ただ、小学校の図書室ではまだ借りられない。全体のことでの質問なのですが、今は小さい0歳から18歳までという形で、図書館であったりとか、公民館とか、そういうすべてのものを含めてのことです。

コロナなので少し距離を開けて入ってくださいとか、貸し出しの件数等を集計して評価することができるが、イベント的なものとして、借りた本に自分でスタンプを押す、スタンプラリーの様なものがあり、自分でそれを作ってハンコを押して最後に自分でデコレートした葉をもらえるというような、そういうコロナに対応した、個々に出来るイベントを考えています。

○亀山会長

予防対策だと思うんです、本というのは人の手に直接触れる、不特定多数の方が触れている可能性がある。特に子ども等の場合は、親が注意してあまり人の物を触らない、そのような環境になっていくのを感じています。

○三觜委員

今、小学生等の子ども、いわゆるそういうところの読書離れが進んでいて、みんな本は読まない、漫画程度なら読むという、そういう傾向が顕著になってきている感じがするが、そのあたりはどうなっているのか。もう一つは、例えば図書館の中に子どもたちが来て、借りるのはいいんだけど、図書館の中で会話をしてはいけないとか、しゃべってはいけないとかいうような今の体制だと、ますます子ども達は、本から離れていくと思う。その辺の傾向って何か対応を考えているのか、どうなのかなみたいなところを感じる。

○渡邊委員

借りている件数とかは、前年度との比較何パーセントとかそういう数値を出していて、ただ、公民館より図書館の方が静かにしなければいけないとか、そういうことに対しての話はまだ、聞いてはいなかったなので、今後話をして、是非それも検討事項に入れて、考えていきたいなと思います。今後本がだんだん増えていき、本の楽しさを知り、この本おもしろいから読んでみたらという一言の声掛けが大切だと思います。

○亀山会長

今はどうですか、小学校なんかでは従来どおり朝の何分間は読書の時間とかをもうけているのですか。

○新原委員

今の状況では、行っていません。健康観察ですとか、そういったことも入ってきていますので、読み聞かせというか、そういう活動の方はやっています。

○三觜委員

私は活字をみなければわからないけど、今の子どもは中学生でもスマホを見ている。どの程度の本が入っているのかわからないけど、図書館にいかなくてもすんでしまう状況になりつつある。高校生や大学生はみんなスマホで読んでいる。図書館をそのまま継続させていくには、もう少しなにかアイデアが必要、その辺、小さいころから勉強の一環として叩き込まないとますます図書館離れがひどくなっていく気がする。ちょっと年寄りとしては、なんとなく図書館離れというのは寂しいが、ますます今後顕著になっていくのかなと感じる。

○渡邊委員

茅ヶ崎市は0歳の時からブックスタートと言って、本の読み聞かせとか、本のプレゼントだったり、すごく小さい頃から手厚く本を勧めている。実際スマホで本をよんだりするよりは、活字で見た方が、理解力や思考力が深まるという傾向があるようで、そういうところをこれから伝えていくことがこれからの課題なのかなと思います。

○鈴木美佳委員

中学校では、現行どおり朝自分で本を選んでおいて、先ほどおっしゃったように漫画とか動画とかではなく活字、漫画で見る歴史三国志とか、歴史物を漫画化していて、いくら内容が高度であってもそれはダメ、そういうルールがあります。

毎日のことなので、本はお友達の勧めを聞いて貸し借りをしていましたし、長男の方がこれ読んでごらんと言って、下の子がせつせとそれを読むみたい。意外とちは本を欲しがります。所謂読み返しができるので、本はだんだん増えていきます。そういう楽しさを知れば、やっぱりこれおもしろいから読んでみたらという、一言の問いかけが意外と読み始めるきっかけになっていると思います。

○亀山会長

現状はそういったことですね。

○渡邊委員

ありがとうございました。

○亀山委員

それでは、その他に何か。学校の方の関係でも何か特に地域的なもの、問題も含めて、特にないですか。

○鈴木美佳委員

加湿式空気清浄機15台をPTAから寄贈いたしました。ちょっと馬力的には完璧には出来ないかもしれませんが、各教室2台体制でとりくんでいけるかなと思います。

○亀山会長

インフルエンザの対策にもなりますしね。

他に無いようでしたら、コロナがいつ解消するかわからない、地元茅ヶ崎も150人位いて、毎日一人か二人ずつ増えているようなので。各地域で十分注意が必要です。

本日は、お忙しいところありがとうございました。以上をもちまして第2回の公運審を終わりにします。どうもありがとうございました。

会長署名 亀山 計次

委員署名 鈴木 葉子
